

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	本事業のプロジェクト目標は「対象地域における女性を主とした障がい者が収入を得るための生産活動を通して、地域社会における相互扶助の人間関係および持続可能な収入サイクルを確立する」ことである。 2年間の事業を通して、ウドムサイ県およびサヤブリー県5郡に居住する障がい者160名が、キノコ栽培およびカエル／ナマズ養殖に関する技術を習得し生産活動を開始することができた。また、対象2県5郡において開催した障がいに関する啓発研修および啓発イベントにおいて、政府職員や村長などを含む地域住民の障がい者に対する理解を促進した。 さらに、国内最大の障がい当事者団体であるラオス障がい者協会(The Lao Disabled People's Association、以下 LDPA)が、事業終了後も主体的に活動できるよう協働で事業を実施するとともに、事業期間を通して事業運営のための指導を行った。LDPA 県支部は担当地域において、生産活動を行う障がい者に対し、必要に応じて技術指導や生産活動を継続するための資材調達などの支援を行った。これらの活動を通じて、上位目標である「対象地域における女性を主とした障がい者の自立が促進される」ことに寄与した。 今期事業の達成目標は、「LDPA 県支部が主体となって小規模起業支援を実施することにより、対象地域における女性を主とした障がい者が収入を得るための生産活動を通して、地域社会における相互扶助の人間関係を構築するとともに、1生産サイクルあたり 50USD の平均収入を得て、持続可能な収入サイクルを確立する」ことであった。本事業を通じて、地域社会において自立した生活を送るために重要な要素である、障がい者の社会参加促進および地域社会内の関係性の強化に貢献し、目標を達成した。活動の達成状況は以下の通り。 (ア) 地域社会における相互扶助の人間関係の構築 本事業では、生産活動のための技術研修や障がい啓発ワークショップ、啓発イベントにおいて、受益者が各研修に係る作業を共同で行い、生計活動の経験を共有するなど、自らの役割を果たす機会を設けるよう工夫した。これにより、生産活動を行う障がい者同士の共同意識や自尊心が向上し、関係構築を促進することができた。 (イ) 持続可能な収入サイクルの確立 2年間事業の最終年次となる本事業では、ウドムサイ県およびサヤブリー県の2県3郡に居住する障がい者のうち、就労の機会がなく、家族の支援に頼っていた障がい者80名を受益者として選定し、キノコ栽培およびナマズ／カエル養殖に関する研修を実施した結果、受益者80名全員が生産活動を開始した。ナマズ／カエルの養殖については、1回の生産サイクルで平均約 702,966LAK (約 74USD) の売り上げを記録し、キノコ栽培については、1回の生産サイクルで平均 966,304LAK (約 102USD) の売り上げを記録し、目標を達成した。 また、生産活動を行う障がい者とその家族を対象に開催した啓発イベントでは、生産活動の報告やグループ活動を通じて、同じ課題を持つ障がい者同士で解決策を検討するとともに、生産活動を協力して助け合う動きがみられた他、同地域にて障がい者の支援を主導する LDPA を含めた協力体制も構築され、生産活動を継続する基盤整備につながった。

(2) 事業内容	<u>(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修（カエル養殖／ナマズ養殖）</u> 2020 年 7 月、対象 2 県 3 郡内 5 ヲ所の村役場において、各郡農林局事務所の講師を招き、80 名の障がい者とその家族を対象にカエル／ナマズ養殖研修を 10 回実施し、餌やりの回数や水を取り替える頻度について指導した（「添付資料①研修・ワークショップ実績表」参照）。新型コロナウイルス感染防止のため、研修は昼食をはさまず、半日で終わるように調整し、受益者宅を訪問する際に補足の説明を行った。研修では、参加者が理解しやすいよう、講義の教材や配付資料に写真を多用したほか、実践を交えた。また、研修当日は村長や村委員会のメンバーも招待し、生産活動に対する地域内の理解促進を図った。 養殖研修の実施に合わせ、各郡の労働社会福祉事務所および LDPA 県支部を通じ、ナマズの稚魚や仔ガエル、餌、捕獲用の網など、養殖に必要な資材を 80 名の受益者へ配付した。配付時には当会、LDPA 県支部および受益者の居住する村の村長、各受益者との間で、資材が適切に使用されるよう合意書を取り交わした。（「添付資料②配付資材一覧参照」） なお、2020 年 3 月 29 日に新型コロナウイルスの蔓延防止対策を強化するための首相令が発令されたことにより、当会職員および LDPA 県支部職員による受益者宅訪問や資材配付などの活動を一時的に停止した。同令の緩和に関する 5 月 15 日の通達を受けて、事業を所管する労働社会福祉省の承認を得て活動を再開したが、当初 4 月後半に予定していた養殖池の研修および資材配付が 2 ヲ月ほど遅れた。活動再開にあたり、当会職員および LDPA 県支部職員は、資材配付のために受益者宅を訪問する際に、新型コロナウイルスとその予防法についての受益者の認識を高めるために、障がいに配慮したイラスト中心の資料を使用して説明した。 養殖研修に参加し資材を受け取った受益者 80 名全員が、配付した資材を用いて自宅に養殖池を設置し、生産活動を開始した。生産活動開始後は、当会および LDPA 県支部の担当者が定期的に各受益者宅を訪問し、水の管理状況や適当な餌の量、病気の有無などを確認するとともに、必要に応じて養殖の指導も行い、販売面については市場価格や仲介人の情報を共有した。各自で養殖したカエル／ナマズは、地域内を巡回する仲介人や近隣住民に販売したほか、村の市場でも販売した。さらに、各受益者による生産活動が他の住民に広く知れ渡り、生産活動を継続するために必要な利益を得られるよう、カエル／ナマズ養殖を行っている受益者の情報を記載したポスターを作成し、地域内の村長へ配付して説明するとともに、宣伝に活用できるよう受益者宅にも掲載した。 2020 年 12 月末までに、生産活動を実施している受益者 80 名が、1 回の生産サイクルで平均約 702,966LAK（約 74USD）の売り上げを記録した。売り上げが最も高かった受益者は 1 回の生産サイクルで 1,470,000LAK（約 155USD）の売り上げを記録した。カエル／ナマズは、生産活動の開始可能な時期が例年雨季の 5 月～8 月に限られており、新たなサイクルを始めるのは次の雨季となるため、受益者自身が 2 サイクル目の準備ができるよう、当会および LDPA 県支部が受益者宅を定期訪問する際に、養殖池の管理方法や、生産に必要な資材の値段、購入する時期について各受益者に助言を行った。 <u>(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修（キノコ栽培）</u> 2020 年 2～3 月にかけて、対象 2 県 3 郡内の 5 ヲ所の村役場において、各郡の農林局事務所の講師を招き、80 名の障がい者とその家族を対象に 3 日間のキノコ
----------	--

栽培研修を 6 回実施した（「添付資料①研修・ワークショップ実績表」参照）。研修では、参加者が理解しやすいよう、講義の教材や配付資料に写真を多用したほか、実践を交えた。また、生産活動に対する地域内の理解を促進するため、村長や村委員会メンバーも招待した。

栽培研修の実施に合わせ、各郡の労働社会福祉事務所および LDPA 県支部を通じて、ドラム缶、ストーブ、麻袋、おがくず、碎米など、栽培に必要な資材を 80 名の受益者へ配付した。配付時には当会、LDPA 県支部および受益者の居住する村の村長、各受益者との間で、資材が適切に使用されるよう合意書を取り交わした。（「添付資料②配付資材一覧参照」）

栽培研修に参加し資材を受け取った受益者 80 名全員が、配付した資材を用いて、自宅に設置した栽培小屋で生産活動を開始した。生産活動開始後は、当会および LDPA 県支部の担当者が定期的に各受益者宅を訪問し、栽培パックの作製や栽培小屋の設置状況、栽培小屋の湿度、キノコ栽培パックの保管や水やりが適切に行われているか、売り上げが適切に記録されているかなどを確認するとともに、必要に応じて指導を行った。

なお、前述の通り新型コロナウイルスの影響により活動が一時的に停止されたため、4 月と 5 月の 2 ヶ月間は、電話で受益者に栽培パックの生産状況や栽培小屋の設置状況、販売記録などを確認し、電話で連絡が取れない受益者には親戚や村長に確認してもらうなど、可能な限り生産活動のモニタリングを遠隔で実施した。5 月 15 日の規制緩和の通達と労働社会福祉省の承認を受けて、6 月から各受益者の自宅訪問を再開し、必要に応じて水やりの方法やキノコ栽培パックの保管方法、売上の記録方法などを指導した。

収穫したキノコは、受益者が地域内を巡回する仲介人や近隣住民に販売したほか、村の市場で販売した。また、受益者による生産活動が他の住民に広く知れ渡るよう、当会および LDPA 県支部は、キノコ栽培を行っている受益者の情報を記載したポスターを作成の上、地域内の村長へ説明するとともに、宣伝に活用できるよう受益者宅にも掲載し、販売促進を図った。2020 年 12 月末までに、生産活動を実施している受益者 80 名が、1 回の生産サイクルで平均 966,304LAK（約 102USD）の売り上げを記録した。売り上げが最も高かった受益者は 1 年間に 2,494,000LAK（約 263USD）の売り上げを記録した。

（ウ）障がい者権利啓発活動

2020 年 9～12 月、本事業の受益者が地域の支援を得て生産活動を継続していくために不可欠となる、障がいや障がい者の権利に関する地域住民の理解促進を目的に、対象 2 県 3 郡において、LDPA 本部の障がい者権利啓発部門から専門の職員を講師として招き、県および郡の行政職員や受益者の居住する村の委員会メンバー、受益者とその家族を対象とした 2 日間の障がい者権利啓発ワークショップを 7 回実施した。（研修実施詳細は添付①研修実施実績表を参照）

ワークショップでは、地域住民の理解度に合わせてイラストを多く取り入れた資料や、障がいについての理解を促すクイズを取り入れ、障がいについての基本的な知識や、国連障害者権利条約、およびラオスの障がい者の権利に関する法律を説明するとともに、補助具の使用を通じて障がい者が直面している社会的障壁についての理解を促進した。また、カエル／ナマズやキノコの生産活動を行っている受益者が各自の活動内容を紹介し、障がいがあってもできることを発表するなど、参加者も積極的に意見を述べる参加型の構成とした。さらに、郡職員や村

長を含む参加者が村の障壁について考える時間を設け、当会職員やLDPA 県支部職員による補助の下、日常生活においてできるバリアフリーへの配慮や活動について議論を交わした。

2021 年 1 月、本事業第 1 年次および 2 年次の対象地域 2 県 5 郡の 12 ヲ所にて、生産活動を行う 160 名の受益者とその家族を含む地域住民を招き、啓発イベントを行った（「添付資料①研修・ワークショップ実績表」参照）。イベントでは複数のグループに分かれ、受益者による生産活動の成果の報告や、これまでに直面した課題や解決方法について相談するグループディスカッションを実施した。当会および LDPA 県支部は、受益者が生産活動を継続することができるよう、新たな生産サイクルを開始する際に購入する必要がある資材の種類や値段、資材業者の情報を共有し、資材の発注や支払い方法などについて指導した。各グループからは共通する課題として、ビエンチャンで購入する必要がある資材の発注や支払い方法が限られていること、キノコ栽培パックを作製する際の労働力の不足などが挙げられた。グループごとの発表の場では、参加者の中から新しいキノコ資材の販売店の情報が共有され、労働力不足および資材調達については受益者間で協力すること、また LDPA 県支部が発注や輸送方法を取りまとめて支援することなどが提案された。グループディスカッションの後には、障がいの種別に関わらず参加者全員で役割分担し、収穫したキノコやナマズを使って料理をするグループ活動を行った。また、イベントの締めくくりとして、キノコ栽培を継続して実施している参加者の家を訪問し、受益者間の交流を促進した。

（エ）LDPA 県支部の強化、ならびに LDPA 本部との情報共有

当会は LDPA 県支部との月例会議で、受益者の選定、研修実施、資材配付、モニタリングなどの活動計画を共有し、LDPA 県支部が主体的に小規模起業支援事業を遂行できるよう、実施方法や役割分担について議論した。キノコ栽培やカエル／ナマズ養殖研修において LDPA 県支部職員は進行役を務め、講義では個別に説明のフォローアップを行い、実習では支援を必要とする受益者を補助するなど、参加者一人ひとりの理解度に配慮しながら研修を進めた。また、LDPA 県支部職員は、政府関係者の本事業への理解促進を図り、活動が円滑に実施されるよう、県の労働社会福祉局との調整を行った。

2020 年 12 月 22～25 日の 4 日間、当会職員および LDPA 県支部職員を対象に、障がい者の社会参加促進に関するモニタリング強化のためのオンライン研修を実施した。前半 2 日間はミャンマーで活動する障がい当事者団体であるミャンマー・インディペンデント・リビング・イニシアチブ（MILI）による障がいに関する講義や、同団体の豊富な活動経験の共有を通じて、障がいに関する事業の経験の共有や意見交換を行った。後半 2 日間は国際医療福祉大学の河野眞教授を講師に迎え、本事業での受益者をケーススタディとして取り上げ、障がい者の参加促進アプローチに関する研修を実施した。

2021 年 2 月 2 日、LDPA 年次報告会をビエンチャンで開催し、LDPA 両県支部が、それぞれの県での活動を LDPA 本部に報告し、フィードバックを受けた。報告会では当会と LDPA 本部、県支部が、2 年間の事業実施中に直面した課題に対する解決策や、今後の事業の持続可能性について議論した。

また、小規模起業支援や対象地域の障がい者の状況に関する政府関係者の理解および関係各局との連携を促進することを目的として、事業中間会議および事業終了時会議を開催した。事業中間会議は 2020 年 8 月 12 日にウドムサイ県、同 20

	日にサヤブリー県において開催し、労働社会福祉省国家障がい者および高齢者委員会 (National Committee of Disabled and Elderly、以下 NCDE) 局長 (サヤブリー県においては副局長)、LDPA 会長、当会現地事業責任者が共同議長を務め、ラオス外務省担当者、各県関係各局および事業対象郡関係事務所を招待し、当会および LDPA が事業の報告を行った。参加者は、事業活動に対する意見を共有したのち、会議終了後には、本事業対象の受益者宅を訪問し、障がい者が実施する生産活動の様子を視察した。事業終了時会議は 2021 年 2 月 3 日、ビエンチャンにて開催した。NCDE 副局長、LDPA 代表理事、および当会現地事業責任者が会議の共同議長を務め、関係省庁に加え、両県の県および郡行政関係者が参加した。会議では参加者から事業成果に対する意見が共有され、当会および LDPA による障がい者とその家族に寄り添った活動が高く評価されるとともに、2 年間の事業の最終報告書が受理された。
(3) 達成された効果	<u>(ア) 女性を主とした障がい者が、カエル養殖、またはナマズ養殖に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 指標① : 女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、養殖技術を身につける 指標② : 受益者の 90% が、研修終了後に小規模事業を開始する 指標③ : 養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る 指標④ : 受益者の 70% が、生産活動の 2 サイクル目を自己投資で行う 女性を主とする障がい者を対象に実施したカエル／ナマズ養殖研修に、169 名 (内障がい者 79 名) の障がい者およびその家族、村委員会メンバーが参加し、カエル／ナマズの養殖技術を学んだ。残り 1 名の障がい者については一身上の都合で当日参加できなかったため、介助者が参加し、資材配付の際に改めて説明した。参加者を対象に実施した理解度テストでは正答率は 89% であった。また、養殖用資材を受け取った受益者 80 名全員が、研修後に生産活動を開始した。さらに、養殖活動を通して、80 名の障がい者が 1 回の生産サイクルで平均 702,966 LAK (約 74 USD) の収入を得ることができた。2021 年 2 月中旬までに、80 名の受益者のうち 90% にあたる 72 名が、1 サイクル目の生産活動から得られた収益やキノコ栽培から得られた収益を利用して、2021 年の雨季に養殖活動の 2 サイクル目を行う予定であることを確認した。 <u>(イ) 女性を主とした障がい者が、キノコ栽培に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 指標① : 女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、栽培技術を身につける 指標② : 受益者の 90% が、研修終了後に小規模事業を開始する 指標③ : キノコ栽培活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る 指標④ : 受益者の 70% が、生産活動の 2 サイクル目を自己投資で行う 女性を主とする障がい者を対象に実施したキノコ栽培研修に障がい者とその家族、村委員会メンバーの計 189 名 (内障がい者 80 名) が参加し、キノコ栽培

技術を学んだ。参加者を対象に実施した理解度テストでは、正答率は約 87%であった。また、栽培用資材を受け取った受益者 80 名全員が研修後にキノコ栽培を開始した。キノコ栽培活動を通して、80 名の障がい者が 1 回の生産サイクルで平均 966,304LAK (102USD 相当) の収入を得ることができた。2021 年 2 月中旬には、80 名の受益者のうち 71.2%にあたる 57 名が、2 サイクル目以降の生産活動を自己投資で行う意志があることを確認し、すでに 36.2%にあたる 29 名が 1 サイクル目の生産活動から得られた収益などにより、2 サイクル目以降の生産活動を開始した。

(ウ) 地方行政ならびに地域住民が、障がい者の権利および障がいについての理解を深める

指標①：障がい者の権利に関するワークショップを実施し、地方行政機関職員を含む周辺地域住民 100 名が障がい者の権利を理解する

指標②：ワークショップ後のテストで、参加者の 70%が合格点をとる

指標③：2 県 3 郡にて受益者とその家族、地域住民を対象に生産活動発表イベントを 6 回開催し、170 名が参加する

対象 2 県 3 郡において障がい者の権利啓発ワークショップを実施し、地方行政機関職員 47 名と、受益者の居住する村の村長、受益者とその家族を含む地域住民 132 名、計 179 名が障がい者の権利や必要な支援について学んだ。ワークショップ前後に理解度テストを行い、ワークショップ前の平均正答率は 86%であったが、ワークショップ後には平均正答率が約 98%に上がり、全体として理解度の向上が確認できた。

また、2 県 5 郡にて啓発イベントを 12 回開催し、受益者とその家族を含む地域住民、計 189 名が参加した。

(エ) LDPA 県支部の能力が強化され、LDPA 本部との連携が深まる

指標①：月ごとに、LDPA 県支部が LDPA 本部に活動報告書を提出する

指標②：事業 2 年次終了時に、LDPA 県支部が LDPA 本部管理職および労働社会福祉省本部職員に対して、完了報告会を実施し、両者から活動内容へのフィードバックを受ける

LDPA 県支部が LDPA 本部に月次活動報告書を提出し、月ごとの活動状況、各県の障がい者の状況を共有した。事業 2 年次終了時には、完了報告会として LDPA 本部での年次報告会を実施した。両県支部の職員が各県の活動状況や計画について発表し、LDPA 内部における本事業に関する理解を促進するとともに、LDPA 本部からフィードバックを受けた。また、労働社会福祉省や外務省職員、県および郡行政職員を含む政府職員に対する完了報告会議を開催し、活動内容に対する評価およびフィードバックを受けた。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」に対する成果

本事業では小規模起業支援により、対象地域において、就労の機会が少ない女性を主とした障がい者の収入が向上したことにより、SDGs における目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット 1.1「2030 年までに、現在の 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあ

	らゆる場所で終わらせる」および 1.2「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」の達成に寄与したと考えられる。 また、目標 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」のターゲット 8.6「2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす」の達成に寄与した。
(4) 持続発展性	(ア) 事業の持続性 本事業では、受益者が 1 年を通して生産活動を実施し、その収益を使って生産活動を継続していくことができるよう、2 種類の生産活動を組み合わせた生産サイクルの指導を行った。また、本事業を LDPA 県支部と協働して実施することにより、障がい者の生計・生産支援活動を各県で継続するための LDPA 県支部職員の能力強化に貢献した。さらに、各県の障がい者支援を担う LDPA 県支部は本事業を通じて地域社会との関係性を強化し、事業後も希望する障がい者に対して、小規模起業支援にかかる研修を実施できるような体制を整えた。 (イ) 事業の発展性 本事業では、研修、ワークショップ、イベントなど、就労や外出の機会が限られていた障がい者やその家族が会場に集まって共同作業や議論をするだけでなく、互いに交流する機会を提供することができた。これにより、障がい者がナマズノカエル養殖やキノコ栽培といった生産活動に参加することに加え、事業対象の村の受益者同士の関係構築が促進され、互いに協力しながら生産活動を継続することに貢献した。受益者の中には、生産活動を継続するための資材販売業者への注文、銀行口座への代金の送金、街から村への資材運搬、キノコ栽培パックの作製などにおいて、積極的に他の受益者への手伝いを申し出る者もあり、本事業を通じて、受益者間の関係性を深めることができた。 また、2021 年 2 月に実施した、2 年間事業の受益者である障がい者 160 名とその家族を対象にしたインタビューでは、回答者の 56%にあたる障がい者とその家族が、「障がいがあっても障がいがない人と同様に生活できる」と回答した。生産活動に参加する以前は同回答の割合は 26%であったことから、2 年間の事業によって障がいや障がい者に関する意識に変化が見られた。障がい者が日常生活で問題に直面した際に支援を受けた相手として、近隣住民を挙げる回答者が大幅に増加したことからも、生産活動が障がい者やその家族の意識、地域住民の障がいに関する理解の変化、ひいては障がい者を取り巻く人間関係や地域社会の中での相互扶助の関係を深めることに貢献することができた。 また、LDPA 県支部が、管轄する他地域に居住する障がい者への支援を展開していくことを目指し、本事業の第 1 年次および第 2 年次終了時には、LDPA 県支部から LDPA 本部への活動報告を行い、小規模起業支援の手法や成果を共有することにより、LDPA 本部の小規模起業支援への理解が促進された。さらに、事業の中間時および終了時に、本事業のカウンターパートでありラオスにおける障がい者支援を管轄する NCDE を始め、同省県支局や他関連省庁に対し活動報告を行い、障がい者を対象にした小規模起業支援の理解が広がるよう働きかけた。本事業終了後、サヤブリー県では本事業の成果を同県サヤブリー郡に展開し、障がい者の小規模

(様式 4)

	生計支援活動を計画している。本事業に携わった LDPA サヤブリー県支部職員が同事業を担当することとなり、今後、同県内における更なる発展が期待できる。
--	---